

【 被扶養者異動減少時の添付書類一覧表 】

★減少申請時は、「被扶養者異動 減少届」「健康保険証カード原本」に下記書類を添付の上、提出ください。

必要に応じて他の書類提出を依頼する場合があります。

< 2020年4月1日改定 >

減少理由	添付書類	発行元または入手先	備考
①就職先の社会保険（健康保険）に加入	『就職先で交付された健康保険証の写し』 または『資格取得証明書』 ※すでに健康保険証が手元がない場合（すでに退職してしまった場合等）は、就職先の健康保険から「資格喪失証明書」等を発行してもらいご提出ください。	勤務先	資格取得年月日で扶養削除
②就職したが社会保険（健康保険）に未加入	『就職日のわかる書類（契約書等）の写し』	勤務先	就職日で扶養削除
③雇用保険の失業給付の受給を開始した	『雇用保険受給資格者証の両面写し』（支給日額、支給開始日が判るもの）	ハローワーク	支給開始日で扶養削除
④収入が基準を超えた 「給与収入」「事業収入」 「年金収入」 「賃貸料収入（家賃収入・駐車場収入等）」等	なし 【注意】 勤務条件変更等で収入増となり、勤務先の社会保険に加入した場合は、上記①『就職先の社会保険に加入』をご覧ください		収入超過の事実が判明した時点で速やかにご提出ください
⑤別居した等で生計維持者に該当しなくなった	『世帯全員の住民票等、事由発生日がわかる書類の写し』（子が結婚した場合は、『婚姻受理証明書』の写しも可）	市区町村役所、金融機関等	別居日、送金停止日等で扶養削除
⑥離婚した	『戸籍謄本』または『受理証明書等、離婚日がわかる書類の写し』	市区町村役所	離婚日（受理証明書であれば『受理日』）で扶養削除
⑦死亡した	『死亡診断書等、死亡日がわかる書類の写し』	逝去先の医療機関、または市区町村役所	死亡日の翌日付け扶養削除
⑧後期高齢者医療制度に該当したとき	<u>75歳到達の場合は、添付書類は不要</u> 65歳以上で後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた場合は、『新しく交付された健康保険証の写し』		後期高齢者医療制度に加入した日で扶養削除 （75歳到達日、または65歳以上で一定の障害のある方が後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けたとき）